

ご名義人が亡くなられた場合は、相続手続きが必要となります。
 ここではご預金の相続手続きが完了するまでの流れを説明いたします。
 原則的な手続きの流れを説明していますが、内容によりお取扱方法が異なる場合がございます。
 詳しくは相続サポートデスク(0120-525-265)もしくはお取引店にお問合せください。
 また、ご預金以外の相続手続きについては、お取引店にお問合せください。

お手続きのお申出

- ・お取引店もしくは最寄の支店にご連絡ください。
お取引の内容、相続方法に応じ、具体的な手続き方法を、お取引店の窓口または郵送にてご案内いたします。
- ・郵送の場合は、事情により日数がかかる場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・お急ぎの場合は、お取引店にお申出ください。

■はじめに(ご留意いただきたい事項)

- ・相続の連絡と同時に、お亡くなりになられたお客さま(被相続人さま)の口座は、以下のようにお取扱いさせていただきます。

| 取引内容 | お取扱方法 |
|-----------|--|
| お引出し | お取扱いできません。 |
| お預入れ | お取扱いできません。 |
| お振込みの受取 | お取扱いできません。 家賃等の受取予定がある場合は、振込指定口座の変更を早めに行ってください。 |
| 口座振替 | ・お引落し(お支払い)できなくなります。 ・公共料金等の口座振替中の諸代金については、別途お支払いいただくこととなりますので、お早めにお引落口座の変更手続きを行ってください。 |
| 投資信託・公共債等 | 投資信託の分配金、公共債の利金・償還金は、亡くなられたことのお届け後も、引き続き指定口座へご入金させていただきます。 |

必要書類のご準備

- ・「戸籍謄本」(被相続人さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本の原本)
または、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」(原本)。
 - ・印鑑証明書(原本)(相続人さま全員のもの)。
 - ・遺言書、遺産分割協議書、家庭裁判所の審判書等があれば原本をご準備ください。
- ※お客さまの相続方法に応じ、必要な書類が異なる場合がございます。

相続手続き書類のご提出

- ・ご準備いただいた書類のほか、当社所定の「相続手続き依頼書」に、関係する方々の署名・捺印をお願いいたします。
- 相続手続き書類に通帳等必要書類を添付のうえ、ご郵送もしくはお取引店にご提出ください。

ご相続預金のお支払い等

- ・相続手続き書類をご提出いただいたのち、払戻し等のお手続きをいたします。
- ・お手続きに日数がかかる場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ・次のお取引がある場合には、ご来店いただく必要があります。
(貸金庫・投資信託・外貨預金・公共債等)